

政府備蓄米の無償交付 手引き

学校等給食用

学習教材用

試食会用

令和6年3月
農林水産省農産局穀物課

学校等への政府備蓄米の無償交付について



食育の一環として、ごはん食の推進を支援します

未来を担う子どもたちに、

ごはん食のおいしさや重要性を知ってほしい。

政府備蓄米の活用について

農林水産省では、幼児・児童・生徒に対し「米の備蓄制度」をはじめ「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償で直近産米を基本に交付します。

1 活用頂く用途は、以下の3つです。

- ①学校等給食用 米飯給食(米粉パン等を使用した給食も含む)の実施回数を前年度よりも増加する場合に、増加する実施回数分を交付します。
- ②学習教材用 調理実習や野外活動など、各学校等の学習教材用として交付します。
- ③試食会用 幼児・児童・生徒・保護者・教職員、給食調理員などの方を対象とする試食会用に交付します。

2 交付申請期間
四半期毎に、約1か月としています。(4月、7月、10月及び翌年1月)

3 交付申請先 (P6参照)
北海道農政事務所、各地方農政局、沖縄総合事務局

4 申請書類関係
農林水産省ホームページ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

目 次

1 政府備蓄米の無償交付について	1
手続き①(交付申請)	2
手続き②(交付決定～受取)	3
手続き③(使用報告)	4
主なQ&A	5
2 問い合わせ先	6

1 政府備蓄米の無償交付について

農林水産省は、将来の米消費の主役である児童・生徒・幼児等に、食農教育の一環として「政府備蓄米の役割」に加え、「ごはん食」を通じた食育の推進を図る目的で、平成10年度より学校給食で使用する米の一部について、政府備蓄米を無償で交付しています。

利用の用途は、①学校等給食用、②学習教材用(調理実習等用)、③試食会用があります。政府備蓄米の無償交付を希望する学校等(受益者)は、農林水産省(各地方農政局等)に交付申請を行う団体等(都道府県、市区町村、学校給食会などの交付申請者)に予め御相談下さい。

政府備蓄米を使用する学校等及び交付申請を行う団体等

政府備蓄米を使用する学校等 (受益者)	相談	交付申請を行う団体等 (交付申請者)
・公立の「小中学校」、「夜間学校」、「特別支援学校」、「幼稚園」	→	都道府県、市区町村、都道府県学校給食会
・私立の「小中学校」、「幼稚園」		学校法人等、都道府県学校給食会
・国立の「小中学校」、「幼稚園」		国立大学法人、都道府県学校給食会
・児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」		市区町村
・児童福祉法第59条の2第1項に掲げられる事項を届け出た施設(いわゆる認可外保育園)		都道府県、指定都市、中核市及び都道府県の特例を受けている市町村

利用の用途等について

	利用できる用途	理解促進の具体例
① 学校等給食用	・小中学校や幼稚園等での給食(米飯給食や米粉パン給食) ・米飯給食の実施回数を前年度より増加させること	献立表や給食だより、等を用いて、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食や米飯給食の重要性」説明。
② 学習教材用(調理実習等用)	・学習活動において、米飯に対する理解増進を目的に行う調理実習、野外活動等	調理実習や野外活動の場で、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食の特徴」を説明。
③ 試食会用	・学校等での幼児・児童・生徒・保護者等を対象に、米飯給食の推進を目的に行う試食会	試食会のチラシ等を用いて、「米の備蓄制度」と「米飯給食の現状や新たなメニュー」を説明。

手続き①(交付申請)

交付申請の手続き

1 無償交付制度の利用相談

制度を活用したい受益者（小中学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等）は、交付申請者（地方自治体、学校法人等）に対して、①学校等給食用、②学習教材用（調理実習等）、③試食会用毎に相談願います。

※受益者毎の相談先はP 1の左図で確認下さい。

※お米を受け取るまでの手続きが必要ですので余裕を持って早目に御相談下さい。

2 交付申請書の提出

受益者からの希望数量等を取りまとめた交付申請者は、

(1) 地方農政局長等あてに、様式2号及び同-別紙1・2を提出願います。

(2) 交付申請する学校等の申請数量を記載する同-別紙2の集計数量が同-別紙1の申請数量と同一になること。

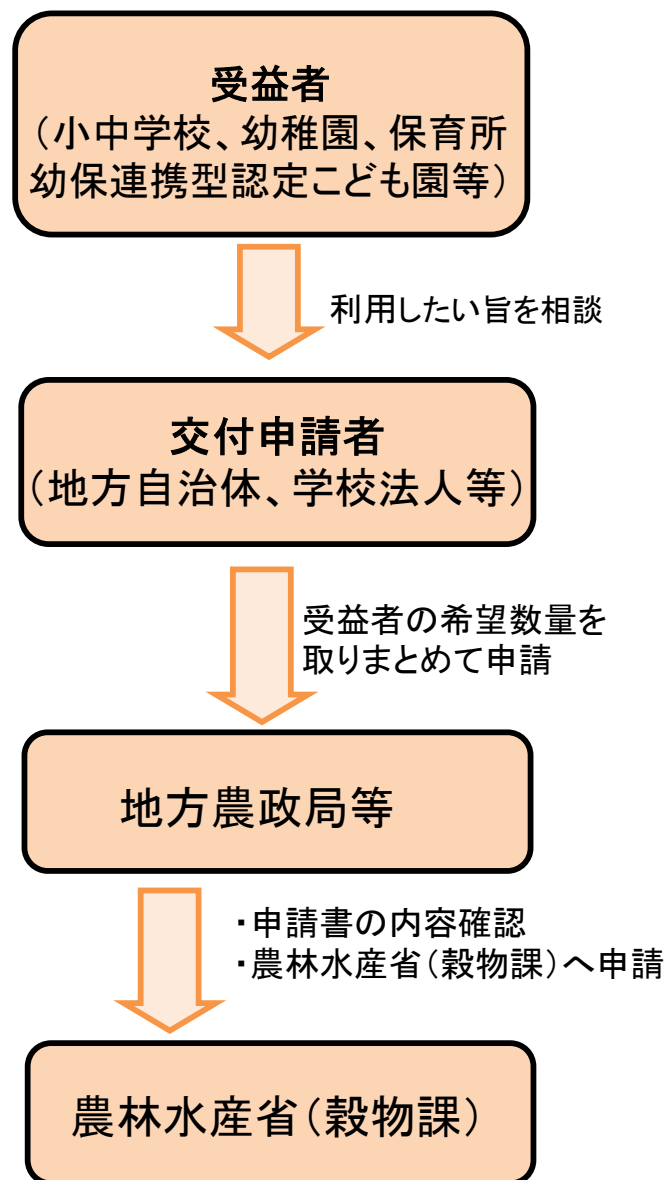
(3) 「交付申請書」の添付資料として、

① 月別回数の実績と使用計画

② 用途及び申請数の内訳

③ 備蓄制度等への理解促進を図るための具体的な手法を記載したものを作成。

※交付申請の時期は、年4回（4月、7月、10月及び翌年1月）です。



手続き②(交付決定～受取)

米穀の受取までの手続き

1 交付決定の通知

農林水産省において「交付申請書」の内容確認後、交付決定の手続きを行い、農林水産省から地方農政局等を通じて、交付申請者に「交付決定書」が通知されます。

2 引き渡しの申込及び所有権移転の通知

1の通知を受けた交付申請者は、様式7-2「引渡申出書」に引渡希望日等を記入の上、農政局等を経由して様式3号「交付決定書」に記載されている受託事業者（備蓄米を管理する民間事業者）に提出して下さい。

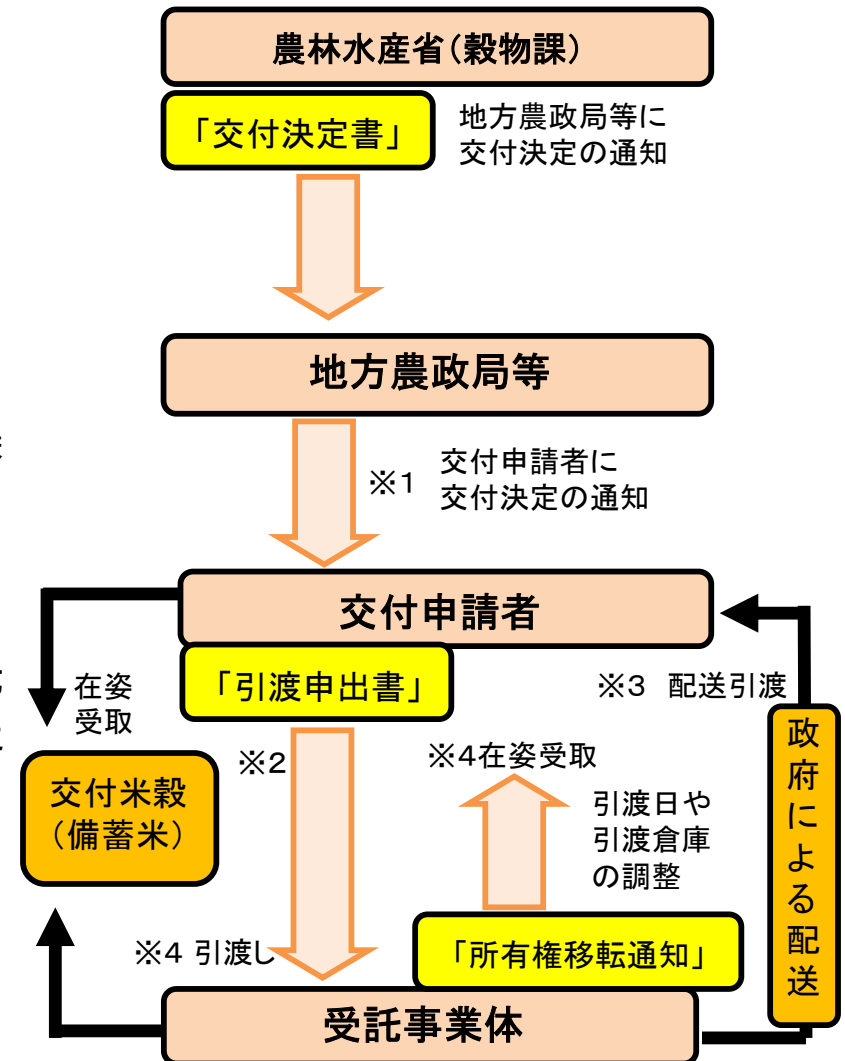
3 政府運送による米穀の引渡しの場合

引渡申出書を受託事業者へ提出し、農林水産省と受託事業者との間で引渡決定通知まで行い、指定された配送先へ届けます。

4 在姿引渡しの場合

受託事業者が交付申請者に対して、「備蓄米の所有権が交付決定者に移転する旨を記載した書面（所有権移転通知書）」を通知します。

交付申請者は、引渡日当日に指定の倉庫に出向き、保管業者に「所有権移転通知書」を示し、交付の米穀を受け取って下さい。



手続き③(使用報告)

使用報告の手続き

1 政府備蓄米の活用取組

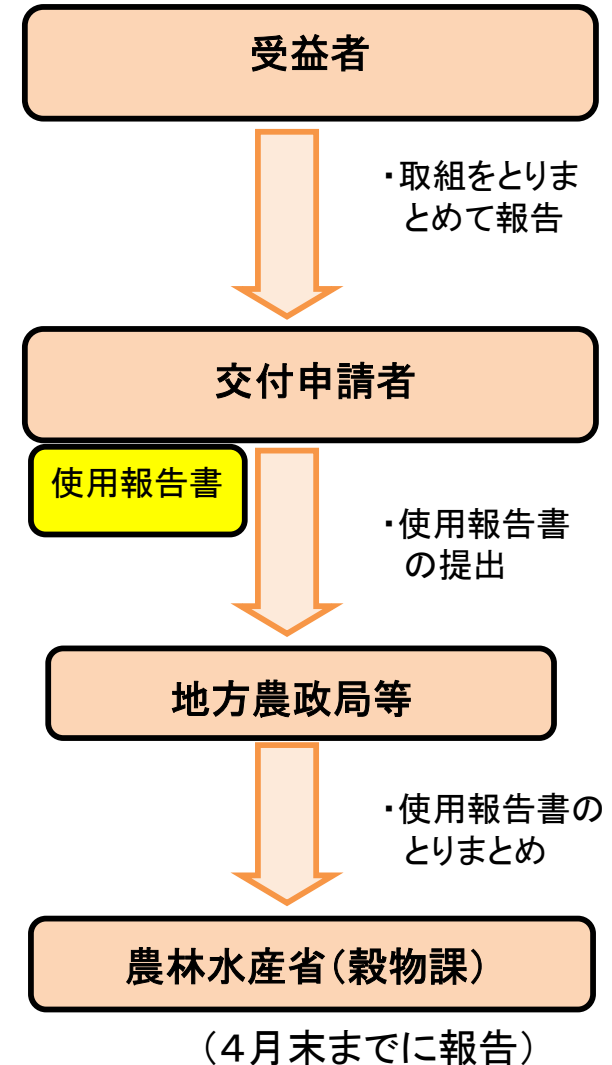
(1) 受益者は、備蓄米を使用した場合、①学校等名、②使用した年月、③使用数量等を記録して下さい。

(2) また、調理実習や試食会で利用した場合、当日の状況や備蓄制度等への理解促進を図るための取組について、写真等を用いて作成して下さい。

2 使用報告書の報告

交付申請者は、受益者の取組を確認の上、「使用報告書」及び必要な添付書類を、4月中旬までに地方農政局等に報告して下さい。

「使用報告書」には、1の(1)、(2)の書類を添付して下さい。
当初の計画と比べて米穀が余った場合等は、受益者は、交付申請者に相談するとともに、交付申請者は地方農政局等へ御連絡下さい。



政府備蓄米の無償交付に係る主なQ&A（学校等給食用）

令和6年3月

番号	質問	回答
1	学校等給食用の交付申請は、いつまでに行えばいいのでしょうか。	交付決定をまとめて処理するため、学校等給食用の交付申請は、四半期毎に4回（4月、7月、10月、翌年1月）としていますので、御留意願います。
2	政府備蓄米が届くまでどれぐらいの期間がかかりますか。	交付申請書の内容確認後引渡しなどの調整等のため、約1ヶ月間を要しています。このため、交付申請の時期は、各学校での使用時期などを考慮しつつ、早目の提出をお願いします。
3	交付される政府備蓄米はどのようなお米になりますか。	交付する政府備蓄米は、基本的に直近の年産のお米になります。また、産地については、保管倉庫の事情などから特定することはできません。
4	交付される政府備蓄米は、玄米又は精米を選ぶことはできますか。	玄米又は精米のどちらかを選択することになります。
5	交付が決定した場合の引渡し方法を教えてください。	令和6年度から原則交付申請書に記載された配送先へお届けします。
6	交付される政府備蓄米は何年産のでしょうか。また、産地・品種は要望できますか。	交付申請された際の直近年産米を交付しています。保管倉庫の場所等の関係から交付対象の政府備蓄米が、近隣倉庫に保管されていない場合があるため、産地・品種の要望には対応できません。
7	交付数量に上限があるのでしょうか。	申請数量は、米飯給食回数が前年度若しくは過去5年以内に交付を受けた年度の実施回数と比べて多い方から、増加した回数による数量分が上限となります。交付する際の引渡しは、30kgの倍数での交付数量になりますので、御留意下さい。（包装形態がバラ（フレコン）の場合、別に事前の協議が必要になりますので御留意下さい。）
8	交付対象の「幼保連携型認定こども園」はどのような組織ですか。	幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持つもので、教育・保育を一体的に行う施設で、都道府県等から認可・認定を受けた施設です。なお、無償交付の申請手続きを行う者は、市区町村になります。
9	7の「幼保連携型認定こども園」以外の「幼稚園型」「保育園型」「地域裁量型」の認定こども園も対象になりますか。	「幼稚園型認定こども園」は学校等のうち幼稚園として、また、「保育所型認定こども園」は保育所として、さらに「地域裁量型認定こども園」は、保育所等のうち、いわゆる認可外保育園となり、それぞれの申請手続を行う団体から申請して下さい。申請される場合は、申請手続を行う団体から申請して下さい。（本資料のP1参照）
10	過去に調理実習や試食会として交付実績がある学校でも申請できますか。	過去に交付実績がある学校においても、調理実習や試食会用として交付の対象とします。
11	交付された政府備蓄米の使用期間は決められていますか。	交付された年度内に使用を終えることとなります。第4四半期に交付を受けた場合も、同様に年度内の使用となります。

2 問い合わせ先

政府備蓄米の無償交付について、御不明な点などございましたら、以下の担当部署にお気軽に御連絡下さい。

都道府県区分	担当部署	電話番号
全国	農林水産省 農産局 穀物課	03-3502-7950
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	011-330-8808
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県	東北農政局 生産部 生産振興課	022-263-1111 (内線4056)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 生産部 生産振興課	048-740-0403
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 生産部 生産振興課	076-232-4302
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 生産部 生産振興課	052-223-4623
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿農政局 生産部 生産振興課	075-414-9021
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局 生産部 生産振興課	086-224-9411
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	九州農政局 生産部 生産振興課	096-300-6223
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653